

令和3年勝浦町マラソン議会（みかん会議）会議録第1日目

1 招集年月日 令和3年11月2日

1 招集場所 勝浦町役場議場

1 開閉日時及び宣告

開議 11月2日 午前9時30分 議長 美馬友子

散会 11月2日 午前10時25分 議長 美馬友子

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	花房勝一	2番	相原喜久男
3番	瀬戸直一	4番	仙才守
5番	美馬友子	6番	麻植秀樹
7番	松田貴志	8番	籾公一
9番	国清一治	10番	井出美智子

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

1番	花房勝一	8番	籾公一
----	------	----	-----

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	野上武典	副町長	山田徹
教育長	市川公雄	政策監	春木達也
総務防災課長	中瀬弘晴	企画交流課長	寺尾由美
税務課長	藤井小百合	住民課長	後藤信之
福祉課長	木村美枝	農業振興課長	河野稔彦
建設課長	海川好史	上下水道課長	大上誉司
会計管理者	長友清美	教育委員会事務局長	石木正昭
勝浦病院事務局長	笠木義弘		

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 松本博文

1 議事日程（第1号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第4 議案第1号 勝浦町簡易水道事業及び勝浦町農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例について

日程第5 議案第2号 勝浦町簡易水道事業の設置等に関する条例について

日程第6 議案第3号 勝浦町農業集落排水事業の設置等に関する条例について

日程第7 議案第4号 令和3年度勝浦町一般会計補正予算（第5号）について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで（第1号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（美馬友子君） 皆さんおはようございます。

日曜日、楽しみにしていましたみんなの運動会。あいにく雨のために中止となりましたが、久しぶりに皆さんで集まることができて、前日準備も雨の中の撤収もみんなと一緒にできて、会えたことが本当によかったなということで、会える、集まるということが本当に健康のため、心のためにもいいことではないかと再確認したところでございます。

それでは、ただいまから令和3年勝浦町マラソン議会みかん会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 日程第1、諸般の報告を議題といたします。

10月26日、レヴィタかつうらにおいて「まちの声キャッチボール」を開催し、勝浦町防災士会との懇話会に議員全員が出席いたしました。

監査委員から例月出納検査の結果と令和3年10月定例監査の結果がお手元へ配付のとおり提出されていますので、ご報告しておきます。

次に、法第121条第1項の規定により、説明者として出席を求めたのは野上町長のほか、お手元に配付の出席要求書のとおりでございます。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、議長において指名いたします。

令和3年勝浦町マラソン議会みかん会議における会議録署名議員は、1番花房議員、8番節議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第3、議会運営委員会所管事務調査報告を議題といたします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

国清議会運営委員長。

○議会運営委員長（国清一治君） 議会運営委員会から報告いたします。

10月25日にみかん会議についての議会運営委員会を開催をいたしました。その結果、本日は提出議案の第一読会を行い、24日、25日の2日間を一般質問、26日に議案審議の予定としますので、ご協力よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（美馬友子君） ただいまの議会運営委員長の報告に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第4、議案第1号、勝浦町簡易水道事業及び勝浦町農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例についてから日程第7、議案第4号、令和3年度勝浦町一般会計補正予算（第5号）についてまでを一括して議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から開会の挨拶並びに議案第1号から議案第4号までを一括して趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） おはようございます。

本日は、勝浦町マラソン議会みかん会議を開会いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用のところご出席を賜りまして深く感謝いたします。

議長の挨拶にもありましたように、10月31日に予定しておりましたみんなの運動会は、中学校のグラウンドコンディションが十分じゃないとの判断から中止とさせていただきます。議員各位におかれましては、前日の準備、当日の後片づけにご協力いただきありがとうございました。コロナウイルス感染症のため、生活に規制や制限、家に閉じ籠もることが多い、息苦しい状況を何とか改善するいい機会と考えておりましたが、大変残念でした。現在、感染状況はかなり減ってきておりますので、今後町民の皆様から楽しんでいただけるイベントや行事を少しずつ実施していきたいと考えております。

それでは、本会議に上程いたしております議案につきましてご説明申し上げます。

議案第1号、勝浦町簡易水道事業及び勝浦町農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例、議案第2号、勝浦町簡易水道事業の設置等に関する条例、議案第3号、勝浦町農業集落排水事業の設置等に関する条例、以上3つの議案につきましては、令和4年4月1日から本町の簡易水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の一部を適用するに当たり、関係条例の整備を行うものでございます。

続きまして、議案第4号、令和3年度勝浦町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,365万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を47億3,963万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明をいたさせますので、ご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（美馬友子君） 町長の説明が終了いたしました。

続いて、関係各課長から詳細説明を求めます。

議案第1号から議案第3号について、大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） 今回の議案は、令和4年度から簡易水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計を地方公営企業法に基づいて新しく事業を始めるため、既設条例の改正等を行い、2点の設置条例を提案いたします。そのため、議案第1号から議案第3号までが関連いたしますので、一括して提案理由を説明させていただきます。

まず、議案第1号、勝浦町簡易水道事業及び勝浦町農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例で、最初に勝浦町特別会計条例により、勝浦町簡易水道事業特別会計及び勝浦町農業集落排水事業特別会計の名称を削除いたします。

次に、簡易水道事業は設置条例と管理条例に分かれておりますので、現在の勝浦町簡易水道設置条例を廃止し、新たに議案第2号、勝浦町簡易水道事業の設置等に関する条例を提案いたします。

次に、農業集落排水事業は、設置条例と管理条例が一緒になっていますので、条例の名称を勝浦町農業集落排水処理施設の管理に関する条例に改め、条例の一部を改正

いたします。そして、新たに議案第3号、勝浦町農業集落排水事業の設置等に関する条例を提案いたします。

以降のページで、議案第1号の新旧対照表を添付してあります。

続きまして、議案第2号、勝浦町簡易水道事業の設置等に関する条例と議案第3号、勝浦町農業集落排水事業の設置等に関する条例の説明をさせていただきます。

この2つの条例は、条文が共通しておりますので、簡易水道事業で説明させていただきます。

第1条では、事業の設置目的を記載しております。

第2条では、地方公営企業法の一部適用を令和4年4月1日から実施することを記載しております。

第3条では、経営方針等を記載、第4条から第8条は地方公営企業法を適用するに当たり、必要となる項目を記載しております。

以上、3議案をご審議いただき、ご決議賜りますようお願いいたします。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第4号の全体説明について、中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 皆さんおはようございます。

議案第4号、令和3年度勝浦町一般会計補正予算（第5号）について全体のご説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入の部でございます。

補正額、14款国庫支出金、1項国庫負担金1,429万7,000円。

同じく、14款国庫支出金、2項国庫補助金1,566万9,000円。

15款県支出金、1項県負担金114万2,000円。

19款繰越金、1項繰越金254万4,000円。

補正額、歳入合計3,365万2,000円でございます。

続きまして、歳出の部でございます。

補正額でございます。

3款民生費、1項社会福祉費457万2,000円。

同じく、3款民生費、2項児童福祉費338万3,000円。

4 款衛生費， 1 項保健衛生費2,569万7,000円。

補正額， 歳出合計3,365万2,000円でございます。

補正後の額でございますが， 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3,963万7,000円とするものでございます。

以上， 補正予算（第5号）の全体説明とさせていただきます。ご審議いただき， ご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 続いて， 議案第4号について， 木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） それでは， 議案第4号， 令和3年度勝浦町一般会計補正予算（第5号）について， 今回4つの補正予算をお願いしております。

補正予算説明書に沿って順次説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず， 1点目の事業は， 障害児通所支援事業費でございます。予算科目は， 3款1項2目障害者福祉費でございます。事業概要についてですが， 児童福祉法に基づく障害児通所に係る費用負担について， 放課後等デイサービスの利用日数増加により， 当初予算では不足が生じることから補正をお願いするものでございます。

積算につきましては， 当初実人数9名， 利用日数月36日， 年間432日の見込みでしたが， 現時点， 実日数15名， 利用日数については3月から8月が571日， 9月から2月が642日の見込みでございます。年間1,213日となる見込みで， 利用日数等が増加となる見込みで補正をお願いいたします。

財源内訳につきましては， 事業費補正額457万2,000円， 国県支出金342万7,000円， 一般財源114万5,000円でございます。主な特定財源といたしましては， 障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金2分の1， 徳島県障害児入所給付費等負担金及び障害児入所医療費等負担金4分の1を充当いたします。

実施内容についてですが， 毎月月初めに支払いを委託しております国保連合会のほうに支払いを行います。

2点目の事業でございます。

児童手当制度改正実施円滑化事業でございます。予算科目は， 3款2項1目児童福祉総務費になります。

事業概要の目的でございますが、児童手当の特例給付現況届に関する制度改正に当たって必要となるシステム改修を行い、制度改正を円滑に実施することを目的としております。

主な改修内容でございます。①特例給付の支給に関わる所得上限額の創立、②現況届の省略で毎年6月に現況届を提出する必要がございましたが、今後マイナンバー制度を活用し、現況届が省略できるようになるものでございます。

事業費については、①特例給付に関するシステム改修費143万円、②ナンバー制度による情報連携等に伴うシステム改修費195万2,500円でございます。

財源内訳については、事業費補正額338万3,000円、国県支出金338万2,000円、一般財源1,000円となります。今回、10分の10の補正でございますが、1,000円未満の端数については切捨てとなりますので、一般財源で1,000円を計上させていただきます。

主な特定財源は、子ども・子育て支援事業費補助金、国庫支出金を充當いたします。

実施内容については、令和3年11月末までに契約を行い、令和4年3月31日までにシステム改修完了としております。

3点目の事業でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業でございます。

予算科目は、4款1項1目保健衛生費になります。

目的及び事業概要等ですが、新型コロナウイルスワクチンの追加接種実施体制を構築し、感染症の発症や蔓延、罹患時の重症化を防止することを目的として、追加接種に係る体制整備及び設置業務を行うものでございます。

事業費については、予防接種等委託料1,909万4,000円。

内訳としまして、コールセンター委託料、12月から3月600万円。接種に係る人材派遣、1月から3月45万円。接種券付予診票の印刷委託費58万1,000円。ディープフリーザー設置等費用5万円。新型コロナウイルスワクチン接種委託料、追加接種費用1,201万2,000円でございます。それから、システム改修委託料、接種券の印刷、副本登録等168万8,000円。通信運搬費、接種券付予診票等郵送料61万6,000円などが主なものでございます。

財源内訳でございますが、事業費補正額2,281万2,000円、国県支出金2,246万8,000円、一般財源34万4,000円となります。

主な特定財源は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金を充当いたします。10分の10でございます。

実施内容については、令和3年11月システム改修を行い、接種券発送業務等委託契約を行います。12月接種券発送、コールセンター開設準備とします。令和4年1月からコールセンター開設、追加接種の開始となります。3月末、システム改修で副本登録への改修作業としております。

4点目の事業は、検診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業でございます。

予算科目は、4款1項2目健康増進事業でございます。

目的ですが、検診結果等の電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれる仕組みや個人が一元的に確認できる仕組みを構築し、住民の健康増進を図ります。

事業概要等は、検診8項目と肝炎ウイルス、骨粗鬆症、歯周病について、次のことができるように必要なシステム改修を行います。

①転居時に検診結果等を市町村間で引き継ぐ。②マイナポータルを通じて個人が一元的に検診結果等を確認できること。

事業費につきましては、①検診結果等の様式の標準化整備事業54万6,500円。②検診情報連携システム整備事業233万8,600円となります。

財源内訳は、事業費補正額288万5,000円、国県支出金183万1,000円、一般財源105万4,000円となります。

主な特定財源は、感染症予防事業費等国庫負担補助金を充当いたします。

①につきましては2分の1、②につきましては3分の2の補助率でございます。

実施内容につきましては、令和3年12月に委託契約を行い、令和4年3月末までにシステム改修を終了いたします。令和4年4月からマイナポータルでの提供開始いたします。

以上で詳細説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（美馬友子君） 以上で詳細説明は終了いたしました。

これより詳細質疑を行います。

議案第1号から議案第3号は関連がございますので、一括して質問を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

どなたか質疑はありませんか。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） 条例改正で1点だけ質問します。

法の財務規定等の適用ということで、地方公営企業法の一部適用を実施することなんですけど、全部適用はできないんでしょうか。一部適用というのは、どの部分を適用するのか、答弁願います。

○議長（美馬友子君） 大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） お答えいたします。

一部適用というのは財務適用でございまして、今回は一部適用でございまして。

○議長（美馬友子君） もうちょっと続けて説明してくれるようです。

小休させてもらいます。

午前9時55分 休憩

午前9時57分 再開

○議長（美馬友子君） 再開します。

大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） お答えいたします。

今回、総務省が推奨しておりますのが、財務適用によります一部適用でございまして、それに伴い一部適用を行ってまいります。

以上でございます。

山田副町長。

○副町長（山田 徹君） 若干補足させていただきますが、国から推奨されている部分は、今課長が申しあげましたとおり、財務適用をしなさいということでございます。そもそもは、簡易水道、農業集落排水につきましては、公営企業で処理をしなくてもいいというふうなことでございました。その法律が変わって、方針が変わって今回するものでございます。

全部適用をなぜしないかということでございますけれども、全部適用をいたしますと企業の管理者を選任して置くようなことが必要になってきます。また、それ以外にももろもろの費用、あるいは手間がかかってきますので、全体を考えますとあまり費用をかけて水道事業、農業集落排水事業をするのは効率的じゃないために、一番簡単な財務適用でうちは国の進め方もございますけれども、それによって進めていくということでございます。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

ほかにありませんか。大丈夫ですか。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） これは、公営企業の適用をするようにという指示ってどうか、それがあつたから嫌々するような、それとも何かええことがあつてするんですか。それとも、そういう決まり事になったんですか。

○議長（美馬友子君） 大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） まず、平成27年に総務省のほうから公営企業の一部適用を推進するように指導がございました。それに基づいて、現在移行作業を進めております。

この公営企業におきましてのメリットといたしますと、会計情報とストック情報の把握とか、コスト情報の把握とかで、会計情報と財務情報の連携が図られ、より適正な財務管理等を行うことができるようになります。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、議案第4号について質疑はありますか。補正でございませぬ。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） 3番目のワクチン接種についてお伺いします。

ブースター接種ですけど、当初2,300万円で組んでおつて、蓋開いてみたら4,600万円になったと。2,400万円補正で今回やると。これ当初の段階では、まだはっきりしなかつたところあるんだろうと思うんですけど、そのあたりの前後の事情。

それと、システム改修でもう一度また名簿等を出すが必要になると。もう一度せないかと。前回、システム改修をしてるんですけど、それが1年もたないんですけど、利用できないのか。もう1回ごとにシステム改修が必要なのか。私も詳しくどんなシステムなのかは分からないんですけど、全てのことについて、例えば児童手当にしてもシステム改修がまた必要だと。このあたりの2点お願いします。

○議長（美馬友子君） 木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） 今回の補正でございますが、1回、2回目の接種のときの分と全く違ったもので、1回目、2回目の接種を受けた後の3回目の追加接種という、新しいとか別なものの接種体制確保と考えていただけたらと思います。今回の補正額を出しております2,281万2,000円につきましても、3回目の接種に係る費用ということでございます。

それから、2点目のシステム改修につきましても、同じ考え方で追加接種になりますので、1回目、2回目の接種を終えた方を出力するというシステム改修になってきますので、1回目、2回目に追加をして接種体制のそういう名簿等とか、それから予診票と、今回出てくるもの、このシステム改修の中から出てくる予診票、接種券につきましても、1回目、2回目の接種を終えた方の接種履歴、そして予診票が一体的になったようなもの、そういった改修が含まれておりますので、1回目、2回目に行った改修とは全く別なもので、追加の改修が必要となってきます。

以上です。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） ちょっと、よう分からんのやけど、1回目、2回目、そのときに2回必要だということでやったんですけど、それにもう一回3回目というのが全くシステム違うというのはどう考えても理解できないんですが。例えば、もう接種した人の名簿というんはあると思うんですけどね。それと、今の時点で接種対象者、それと接種した人の突き合わせをすれば、名簿はもうできるんじゃないかなと思うんですけど、全く違うというのはちょっと分かりにくいんですけど、それだけお願いします。

○議長（美馬友子君） 木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） 全く違うといえますのは、前回は1回目、2回目の接種

体制っていうのを整えたというところで、今回は追加接種で3回目の方、1回目、2回目の接種を受けた履歴を接種券の中に取り込む、パッケージをそういうふうに改修を行う。A3の用紙に、右側のほうに今回3回接種を受ける予診票がそこに含まれてくるという改修作業にはなるんですけども。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） それは、徳島県内各市町村、そういう同じようなシステムで動くと思うんですけど、参考にしたようなわけなんですか。市町村と同じように、そういうふうにシステム改修があるのかどうか。

○議長（美馬友子君） 木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） 1回目、2回目もそうなんですけれども、こちらは国のほうのお示しどおりのものがございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） 国の指針といたら、それに従って県それから市町村もなるわけですよね。取りあえずは。県っていうのは、全市町村をまたいで接種をやっているんですけど、取りあえずは市町村単位で接種券1回目、2回目送ってるんで、他の市町村の状況等を聞いたんでしょうか、そういうところ。大体足並みそろえてるんでしょうか。

○議長（美馬友子君） 木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） 国のほうからレイアウトのほうもこのような形ですというものが送られてきておるかと思います。近隣も全て同じ体制だと思います。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） 関連してですけど4回目、5回目、10回目やというて、そのたびにするんですか。それとも、それはせいでええようになつとんですか。

○議長（美馬友子君） 木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） 現段階では、3回目の追加接種の情報だけでございますので、そのほかの情報につきましては今日のほうではまだ何も来ておりません。

以上です。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 何点かありますが、まずは1つ目の補正予算の中でちょっとあまりこの辺詳しくないので、目的の中の障害児通所サービスというところの説明、どのようなものなのか。見込みが少なかったというんは、これはなぜ増えたのかというところと、次の2つ目の分はマイナンバー制度による連携システムっていうんですけど、この児童手当、マイナンバーシステムをまだ登録していない人とかはどのようなのか。

3点目が、コロナウイルスワクチンの中の一般財源34万4,000円というのは、これは国費で全部できるような気がするんですけどなぜなのか。

最後4つ目が、検診項目を見えることができるというところなんですけど、今までどのようなシステムだったのか、個人が一元的に検診結果を確認できるというところなんですけど、市町村間で引き継ぐっていうんやけど、あまりこの病院の検査結果を市町村が持つといっても仕方がないような気がするんですが、ここらはどのようなのかって説明をお願いします。

○議長（美馬友子君） 木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） まず、1点目の障害児に対する通所サービスというところから説明をさせていただきます。

こちらは、放課後デイを使っている方と考えていただいていいかと思います。当初見込んでおりました人数から、単純に利用者数、新規の方が2名増えたというところ、そしてこのデイサービスを利用できる対象者でありながら2名は利用しておりませんでした。そういった方が、今年度になりまして利用をされた。一番大きな理由といたしまして、未就学児であった子供さんが小学校に入学をしまして、放課後デイをほぼ毎日週5日間利用していただいているというところで、サービス費が急増となったというのが大きな原因かと思っております。

○議長（美馬友子君） 通所サービスの内容、通所サービスって何ですか。

○福祉課長（木村美枝君） 通所サービスの内容でございますが、児童発達支援というところで、日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与、集団生活への適用訓練などの支援を行うもの。それから、先ほど申しました放課後デイサービス、授業の終了後、また休校日に生活能力向上のため必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う場でございます。

それから3点目が、保育所等に訪問をし、集団生活に適用するために専門的な支援や支援方法の指導等を行うというところでございますが、こちらのほうは今現在利用している方はおいでません。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 児童手当のところではマイナンバーを利用していない人はどうなるのか。

○福祉課長（木村美枝君） マイナンバー制度を活用して、この児童手当の事務処理がもうできるというふうに国のほうがお示しをしておりますので、個人さんがマイナンバーカードを利用している、しないにかかわらず、マイナンバー制度によってこれが利用できるというところでございます。

3点目のコロナに対する一般財源の34万4,000円についてでございます。

こちら10分の10の事業でございますが、その中で一部システム改修につきましては、国の補助対象となるものがパッケージ部分のみというところになっておるんです。その他に係る、作業に係る費用については、一部一般財源が必要となってきますので、その国の補助に当たらない、あとの費用を34万4,000円計上させていただいております。

それから、最後の検診結果で、個人が一元的に検診結果を確認できるというふうにしてありますが、実際マイナポータルを利用しまして、そういうふうなことをしているということは、なかなかすぐには住民さんもできないかなと思っております。今後、国のほうがそういうふうにして個人で健康増進に向けて管理を行っていく、いただきたいということで進めていくという、その段階での改修と捉えております。

以上です。

○1番（花房勝一君） 最後のところなんですけど、今まではほな全くこういうことはなかったということですね。これからのための。

○議長（美馬友子君） 木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） 子供に関しては、昨年度にもそういうふうなことをしておりますが、今度大人のほうの検診結果が入ってきたと捉えていただけたらと思っております。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） 検診データ、これは転居したら引き継がれるとか、そういうふうになっとんのですか、もう。というのは、検診データというのは非常に個人情報の最たる物で、その辺受渡しとかほんまにしよんのですか、それ。できるんですか。

○議長（美馬友子君） 木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） 今後、そういうことをできるようにシステム改修を行って、市町村間でしていくというところで、今はやっておりません。

○議長（美馬友子君） 小休します。

午前10時17分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（美馬友子君） 再開します。

木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） 市町村間で引き継ぐこと、マイナンバー制度を活用して今回のこの検診結果等を引き継ぐというふうになっております。よろしいでしょうか。活用できるというふうに、マイナンバー制度によってこの今回の検診結果を市町村間で引き継ぐことができると法律で決まりましたというところです。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） 検診っていうのは、どこでした検診ですか。いろんなところで検診を受けるでしょう。市町村のやつだけですか、それは。対象って。

○議長（美馬友子君） 木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） 病院等で行った検診につきましても、その情報が国保連合会なりからうちのほうにやってきます。検診項目であったり、受診日であったり、どこの医療機関であったり。それから、その検診結果で要精密ということになりましたら、その要精密になったことに対しまして、また住民さんがその精密検査を受けていただきましたら、どこの病院で受けたのか、またその受診日はいつなのかといった、そういうふうな情報が下りてきますので、今そちらの検診項目を入力をしているということでございます。

○4番（仙才 守君） それは、個人が検索できるように、自分のやつだけは見えるようになるんですか。

○福祉課長（木村美枝君） 今後、そういうふうになっていくことを国は目指しておりますので、そういった改修でございます。

○4番（仙才 守君） 検診データの供用っていうか、それは昔からのテーマで、加古川市みたいにやってるところもあるけれども、なかなか実際はされてきてないよね。それが、こんな簡単にできるようになったということ自身が非常に驚きやね。それ以上言うことはない。

○議長（美馬友子君） 木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） 国のほうは、健康増進というのを進めておりまして、この健康増進をするには個人一人一人の健康管理に自分自身でしていただくというところを最終的な国のほうの目的として考えているのだと思います。

以上です。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

松田議員。

○7番（松田貴志君） すいません、1点だけお願いします。

福祉課の児童手当の分の所得制限が入ると思うんですけど、そこらあたりは今回マイナンバーカードとのひもづけもできるようになるということで、隣にちょうど藤井さんもいますけど、税務情報等の連携も併せて行われるようになるんですか。

○議長（美馬友子君） 木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） できるようになります。

○7番（松田貴志君） ということは、今回現況届も出さんでええようになるということは、全て福祉課サイドで所得制限が適用される云々も含めて、役場のほうで全部完結するっていうことですよ。

○議長（美馬友子君） 木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） そうです。

○7番（松田貴志君） 分かりました。手間が大分減るっていうことやな、こちらから見たら。

○福祉課長（木村美枝君） はい。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） お諮りします。

議案第1号から議案第4号までを第二読会に付すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。本件は第二読会に付すことと決定いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

午前10時25分 散会